中島村農業機械等導入事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、意欲ある農業の担い手の農業経営の支援を目的として農業機械と農業用設備等の購入にかかる費用の一部を助成するため、予算の範囲内で中島村農業機械等導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中島村補助金等交付の一般基準に関する規則（昭和43年２月１日規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　担い手　村が策定する地域計画に位置付けられた又は位置付けられる見込みのある担い手をいう。

(２)　農業機械　トラクター、田植機、コンバイン、種まき機、農業用ドローンその他村長が認める農業経営のために必要と認めるものをいう。

(３)　農業用設備等　ボイラー設備、畜舎用換気扇その他、村長が花き又は園芸栽培並びに畜産業に必要と認めるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、担い手であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　村内に住所を有する個人又は事業所を有する法人

(２)　申請時において、30ａ以上の面積の営農を行う者又は経営継承等により30ａ以上の面積の営農が見込まれる者

(３)　同一世帯員も含め村税等（国民健康保険税を含む。）に滞納がない者。ただし、法人にあっては、当該法人として村税等に滞納がない者

(４)　前各号に定めるもののほか、村長が適当であると認めた者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農業機械又は農業用設備等（以下「農業機械等」という。）の購入に要する経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　単品の購入費等が税抜価格で10万円以上であること。ただし、下取りがある場合は、当該金額を購入経費から減額した額とする。また、設置費等その他費用については購入費用に含めない。

(２)　中古農業機械等の購入条件は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第３条の規定による古物営業の許可を受けた農業機械等取扱店等から購入した中古のものをいい、法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が２年以上のものであり、かつ、見積書又は価格の妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格が分かる情報）が整備されているもの

(３)　農業機械等の購入については、村内取扱店からの購入であること。ただし、村長が適当であると認めた場合は村外取扱店からの購入もできるものとする。

(４)　運搬用トラックやフォークリフト、バックホー、乗用モア等の農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないもの

(５)　補助対象事業で購入を行う農業機械等について、他の補助金等の交付対象となっていないこと。

(６)　補助対象事業で購入を行う農業機械等は、同一年度において一つまでとする。

(７)　その他村長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費の10分の１に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助限度額を10万円とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中島村農業機械等導入事業補助金交付申請書（第１号様式）を村長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、誓約書（第２号様式）を添えて、別に定める日までに村長に提出しなければならない。

２　補助金の申請は、複数の補助対象者が共同して申請者となる場合は、同一経営体としての申請とみなすものとし、その際の補助金額は補助限度額に共同人数を乗じた額を限度額とする。

３　申請者は、当該補助金の申請時から補助金の交付までの間に村が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

（補助金の決定）

第７条　村長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、中島村農業機械等導入事業補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、本事業により購入を行った農業機械等（以下「補助農業機械等」という。）の導入が完了したときは、当該完了日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに中島村農業機械等導入事業補助金実績報告書（第４号様式）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項における実績報告書の受理した後、当該補助農業機械等の検査行い、適当と認めたときは、中島村農業機械等導入事業補助金検査確認通知書（第５号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　交付決定者は前条第２項の規定にする通知を受けた後、中島村農業機械等導入事業補助金交付請求書（第６号様式）により、補助金の請求を行うものとする。

（状況報告及び実地調査）

第10条　村長は、交付決定者に対し、補助金交付後の補助農業機械等の使用状況等について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第11条　村長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

(１)　補助農業機械等の導入後、５カ年以内に特別の事情なく離農したとき。ただし、農業経営を次世代へ継承する場合は除く。

(２)　補助農業機械等の導入より５カ年が経過しないで故障や不具合により使用することが困難となった場合。ただし、補助農業機械等の導入後、法定耐用年数が経過している場合又は災害等やむを得ない事由がある場合を除く。

(３)　虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

（処分等の制限）

第12条　補助農業機械等の導入後５カ年が経過するまでの間で、本要綱に定める趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由として村長が認めたときはこの限りではない。

２　前項のただし書に該当する事由が生じた場合、中島村農業機械等導入事業財産処分等承認申請書（第７号様式）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。